

産業衛生 レポート

No.560

2026年5月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について ～リスクアセスメント対象物の範囲変更・対象物追加、がん原性物質に関する記録等の保存、他～ (令和8年3月31日 厚生労働省 基発0331第6号)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第90号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第68号）については、令和8年3月31日に公布され、公布日から施行（一部令和10年4月1日施行）することとされた。これに伴い、関係告示も告示されたので概要を以下に示す。

- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令
(令和8年3月31日 令和8年政令第90号。以下「改正政令」)
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令
(令和8年3月31日 令和8年厚生労働省令第68号。以下「改正省令」)
- ・労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件
(令和8年3月31日 令和8年厚生労働省告示第174号。以下「改正裾切値告示」)
- ・労働安全衛生規則第577条の2第5項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示
(令和8年3月31日 令和8年厚生労働省告示第172号。以下「改正令和6年度がん原性告示」)
- ・労働安全衛生規則第577条の2第5項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示
(令和8年3月31日 令和8年厚生労働省告示第173号。以下「令和7年度がん原性告示」)

● 改正の要点

1 改正政令

- (1) リスクアセスメント対象物の範囲の変更
- (2) 施行期日：令和10年4月1日

※改正政令により新たにリスクアセスメント対象物に追加される物質のうち、令和10年4月1日に施行される物質であって施行の日において現に存するものについては令和11年3月31日までの間は、ラベル表示に係る労働安全衛生法第57条第1項の規定を適用しない

改正前	改正後
リスクアセスメント対象物 ～略～ 国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと <u>令和6年3月31日までに</u> 区分された物のうち厚生労働省令で定めるもの	～略～ <u>令和7年3月31日までに</u>

2 改正省令

(1) リスクアセスメント対象物の追加 (安衛則別表第 2 関係)

リスクアセスメント対象物 (36 物質) を労働安全衛生規則 別表第 2 に追加。

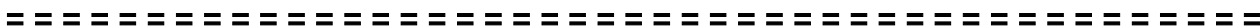
別表第 2

項番号	物質名	備考
17の2	N-アクリルモルホリド	新設
100の2	N-(3-アミノプロピル)-N-ドデシルプロパン-1, 3-ジアミン	新設
152の2	アンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	新設
152の3	アンモニウム=トリデカフルオロヘプタノアート	新設
201の2	ウンデカフルオロヘキサン酸	新設
343の2	(オキソラン-2-イル)メチル=プロパ-2-エノアート	新設
362の2	オクタン酸	新設
405の2	カリウム=トリデカフルオロヘプタノアート	新設
478の2	クロロギ酸イソプロピル	新設
516の2	5-クロロ-2-ニトロアニリン	新設
586の2	五ナトリウム=2, 2', 2'', 2'''-[[(カルボキシラトメチル)アザンジール]ビス(エタン-2, 1-ジイルニトリロ)]テトラアセタート	新設
731の2	ジエチレントリアミン五酢酸	新設
734の2	四塩化チタニウム	新設
1003の2	2-(N, N-ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン	新設
1034の2	ジメチルスルファモイル=クロリド	新設
1049の2	3, 5-ジメチルピラゾール	新設
1127の2	水素化リチウムアルミニウム	新設
1158の2の2	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート	新設
1380の2	トリスノニルフェニルホスファイト	新設
1380の3	1, 1, 1-トリス(ヒドロキシメチル)プロパン	新設
1384の2	トリデカフルオロヘプタン酸	新設
1393の2	トリフェニルホスホチオエート	新設
1400の2	4, 4'-[2, 2, 2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ジフェノール	新設
1415の2	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン	新設
1418の3	rel-(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-イル=プロパ-2-エノアート	新設
1443の2	ナトリウム=トリデカフルオロヘプタノアート	新設
1511の2	ノナデカフルオロデカン酸	新設
1513の2	ノナフルオロブタン-1-スルホン酸	新設
1666の2	2-ピロリドン	新設
1683の2	フェニルヒドラジン-硫酸(2/1)	新設
1878の3	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)	新設
1894の2	ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(別名PFHxS)	新設
1958の2	ポルトランドセメント	新設
1994の2	メタクリル酸1-ヒドロキシプロパン-2-イル及びメタクリル酸2-ヒドロキシプロピルの混合物	新設
2008の2	メタホウ酸バリウム	新設
2027の2	2-メチル-4-インチアゾリン-3-オン	新設

(2) がん原性物質に関する記録等の保存

国が行う化学物質の有害性の分類において発がん性の区分が変更されたことにより、それまでがん原性物質であった物質ががん原性物質に該当しないこととなった場合(リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む)について、がん原性物質に該当していた期間に作成したがん原性物質としての健康診断個人票及び労働者のばく露の状況等に係る記録については、作成から30年間保存することを新たに義務付。

(3) 施行期日:(1)は令和10年4月1日、(2)は令和8年3月31日



3 改正裾切値告示

- (1) 国が実施している化学品の有害性分類の結果、ジビニルベンゼンは、有害性の区分が異性体ごとに異なる区分に区分されたため、それぞれの裾切値を個別に設定。
- (2) 適用期日：令和 10 年 4 月 1 日

4 改正令和 6 年度がん原性告示

- (1) がん原性物質の範囲について
令和 6 年度がん原性告示 (令和 7 年 2 月 19 日 令和 7 年厚生労働省告示第 25 号) により、がん原性物質の範囲が改められたが、適用時点において、発がん性の区分変更等によりがん原性物質の基準に該当しなくなった物質を規制対象とすることを防ぐために、令和 8 年 3 月 31 日時点で発がん性の区分が区分 1 に該当しないと分類された物質を対象から除く規定を追加。
- (2) 適用期日：令和 8 年 3 月 31 日

令和 5 年度がん原性告示 (令和 5 年 8 月 9 日 告示第 251 号)	令和 6 年度がん原性告示 (令和 7 年 2 月 19 日 告示第 25 号)	改正令和 6 年度がん原性告示 (令和 8 年 3 月 31 日 告示第 172 号)
がん原性物質 ～略～ リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学品の分類の結果、発がん性の区分が区分 1 に該当する物※ であって、 <u>令和 3 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの</u> ※エタノール及び特別管理物質を除く 適用期日：令和 6 年 4 月 1 日	～略～ <u>令和 6 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの</u> の 適用期日：令和 9 年 4 月 1 日	～略～ <u>令和 6 年 3 月 31 日において当該区分に該当すると分類されているもの</u> (<u>令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く</u>) 〰〰〰 今回の改正で追記 〰〰〰 適用期日：令和 9 年 4 月 1 日

5 改正令和 7 年度がん原性告示

- (1) がん原性物質の範囲の変更
- (2) 適用期日：令和 10 年 4 月 1 日

改正令和 6 年度がん原性告示 (令和 8 年 3 月 31 日 第 172 号)	改正令和 7 年度がん原性告示 (令和 8 年 3 月 31 日 第 173 号)
がん原性物質 ～略～ <u>令和 6 年 3 月 31 日において当該区分に該当すると分類されているもの (令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く)</u> 適用期日：令和 9 年 4 月 1 日	～略～ <u>令和 7 年 3 月 31 日において当該区分に該当すると分類されているもの (令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。)</u> 適用期日：令和 10 年 4 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

- 改正政令 [労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令\(令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年政令第 90 号\).pdf](#)
- 改正省令 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年厚生労働省令第 68 号\).pdf](#)
- 通達 [労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について\(令和 8 年 3 月 31 日 厚生労働省 基発 0331 第 6 号\).pdf](#)
- 改正裾切値告示 [労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年厚生労働省告示第 174 号\).pdf](#)
- 改正令和 6 年度がん原性告示 [労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 5 項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示\(令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年厚生労働省告示第 172 号\).pdf](#)
- 改正令和 7 年度がん原性告示 [労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 5 項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示\(令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年厚生労働省告示第 173 号\).pdf](#)

令和 8 年度「全国安全週間」を 7 月に実施

～令和 8 年度のスローガンを決定～

(令和 8 年 3 月 27 日 厚生労働省発表)

本年も、7 月 1 日 (水) から 7 日 (火) までを「全国安全週間」、6 月 1 日 (月) から 30 日 (火) までを準備期間として、全国一斉に積極的な活動が開始されます。

令和 8 年度スローガン 「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

[令和 8 年度全国安全週間実施要綱](#)には、各事業場等が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項に加え、年間を通じて継続的に取り組むべき事項が示されています。

具体的には、リスクアセスメントによる機械設備の安全化や作業方法の改善、SDS 等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメントの確実な実施や、製造業においては、機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ防止対策、業種横断的な対策としては、転倒防止対策や熱中症防止対策、高年齢労働者への配慮などが引き続き重要事項として位置付けられています。

これを機に、日頃の作業や職場環境をあらためて見直し、労働災害防止に向けた取組の一層の徹底をお願いします。

詳細は以下をご確認ください。

- [令和 8 年度全国安全週間実施要綱](#)